



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令 (国土交通四五)

○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 (同四六)

〔告 示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 (法務三四三～三四七)

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 (同三四八～三五〇)

○紛失の届出により失効した旅券の告示 (外務二五九)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働二五二)

○道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部を改正する件 (国土交通七〇〇)

○自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標に取り付けることのできる物品を定める告示の一部を改正する件 (同七〇一)

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

公認会計士等の登録及び登録抹消、厚生年金基金清算人変更関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○国土交通省令第四十五号  
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年政令第三十六号) 第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十九年七月十九日  
国土交通大臣 石井 啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (平成二十六年国土交通省令第八十一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b> <b>第三条 (略)</b> (施行規則第十二条の十四の規定する要件の特例)</p> <p><b>第三条の二</b> 現存船 (改正法附則第二条第一項に規定する現存船をいう) からの有害水バラストの排出のうち、次に掲げる有害水バラストの排出であつて、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則 (以下この条及び附則第二十六条において「施行規則」という) 第十二条の十四の規定する要件に適合しないものについては、改正法の施行の日から改正法附則第二条第一項の政令で定める日までの間は、施行規則第十二条の十四の四に規定する要件に適合するものとみなす。</p> <p>一 日本国領海等 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第八条の三第一項の規定する日本国領海等をいう。以下この号及び次号において同じ) の水のみを水バラストとして積み込んで行う日本国領海等内における有害水バラストの排出</p> <p>二 特定水バラスト交換 (改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換をいう) を行った後日本国領海等の水のみを新たに水バラストとして積み込んで行う日本国領海等内における有害水バラストの排出</p>	<p><b>附 則</b> <b>第三条 (略)</b> (新設)</p>

